

アセアン地域各国の渡航制限情報（当社進出拠点のみ記載）

記載日：2020年3月31日

当社の海外法人、並びに海外支店があるアセアン地域各国における渡航制限情報を、記載させていただきます。

※以降の情報（最新情報）については、下記リンク先を参照ください。

参照元：外務省海外安全ホームページ 新型コロナウイルス関連

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

■タイ レベル3（渡航中止勧告）

非常事態宣言により、外国人の入国を原則禁止とする。ただし、労働許可証を有する外国人、外交団、国際機関の職員、政府の代表等に限る。健康証明書（出発の72時間以内に発行されたもの）の提示があれば、入国は可能となる。トランジットを行う外国人は、3月31日までに限り、健康証明書の提示を行えば、24時間以内の乗換が認められる。

■ベトナム レベル3（渡航中止勧告）

3月22日から、全ての国・地域からの外国人の入国を停止。（ただし、専門家、企業管理者、高技能労働者等は例外あり。）

■カンボジア レベル2（不要不急の渡航は止めてください）

3月31日から、全ての入国者は、入国する際に健康診断やスクリーニングを受けなければならない。また、全ての入国者は、強制隔離、検疫、その他のウイルス封じ込めのための方策等、カンボジア保健省の指示に従わなければならない。

■フィリピン レベル3（渡航中止勧告）

3月22日より当面の間、全ての在外公館における新規査証発給を停止する。また、日本を含む査証免除対象国からの入国を停止する。発給済みの査証は、3月19日時点でフィリピン国内に滞在している者と駐在外交官の分を除き、無効となる。（ただし、フィリピン人の外国人配偶者・子弟、外国人永住者及び船舶・航空機の乗務員は除く。）

■ミャンマー レベル2（不要不急の渡航は止めてください）

3月19日から陸路での外国人の出入国を禁止し、外国人は、ヤンゴン、マンダレー又はネー

ピードーの国際空港からのみ入出国が認められている。3月25日から、全ての外国人に対して、新型コロナウイルス陰性証明書(ミャンマーに向かう航空機出発の72時間以内発行)の提示を義務づける。また、3月29日から4月30日まで、全ての外国人に対し、新規査証発給及び査証免除を一時停止する。3月31日から4月13日までの間、商用旅客航空便の着陸を禁止する。

■インドネシア レベル3 (渡航中止勧告)

全ての国からの訪問者に対し、短期滞在の査証免除、到着査証(VOA)、外交・公用査証免除を1か月間停止する(注:日本を含む査証免除が適用されている全ての国が対象。)。したがって、インドネシアを訪問する全ての外国人は、在外公館において目的別の査証の取得をすることが必要となる。また、査証申請に当たり、医療当局発行の「健康証明書」を提出することが義務付けられる。

■シンガポール レベル3 (渡航中止勧告)

23日23:59から、短期滞在者(長期査証を有しない者)の入国及びトランジットを禁止する。労働査証保持者は、保健や運輸等の公共サービスに関連する業種の労働者以外は、シンガポールへの帰国を不可とする。

参照元: 外務省海外安全ホームページ 新型コロナウイルス関連

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考サイト: 首相官邸サイト 新型コロナウイルスお役立ち情報

https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_info.html

参考サイト: 首相官邸サイト 新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>